国民年金原簿及び厚生 年金保険原簿の訂正に 関する事務取扱要領 (案)

目次

第1	訂正	≣請求の事務手続	. 1
1		E請求の受付	
	(1)	訂正請求の受付	. 1
	(2)	事案の送付等	. 1
	(3)	地方厚生局における事案の受付等	. 1
2	訂正	- 三請求の内容の調査及び審査	. 2
	(1)	事前審査	. 2
	(2)	調査	. 2
	(3)	審査	. 2
3	地方	7審議会への諮問	. 2
		諮問	
		答申	
4		E請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡	
		訂正請求に関する処分	
		請求者等への通知	
	(3)	事業主への連絡	. 2
第2	原篞	記録の訂正処理	.:
1		- 設分のロークマー	
-		訂正処理	
		ii 求者等への通知	
2			
	(1)	日本年金機構段階において訂正処理を行う事案	.3
	(2)	訂正処理	.3
	(3)	請求者等への通知	.3
	(4)	受給権者に係る事案の取扱い	.3
生っ	エハ	ル の東変	,
		他の事務 その取下げに関する事務	
		は者が補正に応じない場合に関する事務 三請求処理の終了に関する事務	
3	可工	- 明 小池柱ツボ コー因り () 中 ()	
		如理期間	
		年金機構における標準処理期間	
2	地方	5厚生局における標準処理期間	. 4
〔別糹	纸1〕	訂正請求をすることができる者	.5
〔別糸	纸2〕	訂正請求の対象となる記録	3.
[別紀	纸3〕	地方厚生局における調査事項	. (
~// 1/1			

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成27年2月●日厚生労働省告示第●号。以下「基本方針」という。)の「第2 運営の考え方及び手続」の5及び「第5 細則」の規定に基づき、国民年金法第14条の4又は厚生年金保険法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任する場合における事務取扱要領を次のように定める。

第1 訂正請求の事務手続

1 訂正請求の受付

(1) 訂正請求の受付

- ア 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」(様式第1号の1~3。以下「請求書」という。)により行い、日本年金機構で受付ける。
- イ 日本年金機構は、受付けた請求書について、以下の書類が添付されているかどうかを確認し、 不足がある場合は請求者に提出を求める。
 - (ア) 請求期間における保険料の納付状況、勤務の状況その他の事実を記載した書類(様式第2号の1~3)
 - (イ) 被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)が死亡した場合においては、以下に掲げるいずれかの書類
 - i 請求者が被保険者等の死亡に伴う未支給の年金の決定又は遺族基礎・厚生年金等の 裁定を受けた場合は、その旨を証明することができる未支給年金支給決定通知書又は遺 族基礎・厚生年金等の年金証書等の写し(これらの書類を添付することができない場合は、 その事由書(様式第3号))
 - ii i 以外の場合は、以下に掲げる書類
 - (i) 死亡した被保険者等と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本
 - (ii) (i)に加え、請求者が死亡した被保険者等と事実上の婚姻関係の事情にあった場合は、その事実を証する書類
- ウ 日本年金機構は、受付けた事案(請求書を単位とした個別の訂正請求をいう。以下同じ。)について、請求者が別紙1に掲げる請求者適格を有しているかどうかを確認し、事案に係る参考資料を収集する。

(2) 事案の送付等

ア 事案の送付

日本年金機構は、受付けた事案(第2の2(1)に掲げる事案を除く。)について、日本年金機構 が収集した参考資料を添付して、地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)へ送付する。

イ 請求者への通知

日本年金機構は、事案を地方厚生局へ送付したときは、速やかにその旨を請求者に通知する。

(3) 地方厚生局における事案の受付等

ア 事案の受付

地方厚生局は、日本年金機構から事案が送付されたときは、これを受付ける。

イ 地方厚生局の管轄

地方厚生局は、管轄区域内に所在する年金事務所が受理した事案について処理する。

2 訂正請求の内容の調査及び審査

(1) 事前審査

地方厚生局は、受付けた事案について、第2の2(1)の日本年金機構段階において訂正処理を 行う事案又は訂正請求を却下すべき事案に該当しないかどうかを審査する。

なお、訂正請求を却下すべき事案は、以下に掲げる場合のいずれかに該当する事案とする。

- ア 請求者が別紙1に掲げる請求者適格を有していない場合
- イ 訂正請求の対象記録が別紙2に掲げる事項ではない場合

(2) 調査

ア 資料の収集

地方厚生局は、別紙3に掲げる調査事項を踏まえつつ、事案の審査に資する関連資料及び 周辺事情について、市町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保 険組合、事業主等から幅広く収集する。

イ 請求者等からの聴取

地方厚生局は、事案に係る保険料の納付の状況、生活状況、勤務状況等について、請求者、 請求者の配偶者若しくは親族又は請求者の同僚、事業主等の関係者から聴取する。

(3) 審査

地方厚生局は、収集した資料及び関係者から聴取した事項から、基本方針並びに認定基準及び認定要領に基づき、請求に理由があるかどうかを審査する。

3 地方審議会への諮問

(1) 諮問

地方厚生局は、年金記録の訂正をする旨の決定若しくはしない旨の決定又は訂正請求の却下 (以下「訂正請求に関する処分」という。)をしようとするときは、地方厚生局(地方厚生支局を除く。) に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。)に諮問しなければならない。

地方審議会が開催されるときは、地方厚生局は地方審議会に出席し、事案の概要、地方厚生局における審査の結果及びその理由を述べ、地方審議会の委員の質問に対し回答する。

(2) 答申

地方厚生局は、地方審議会から同局の諮問に対する答申を受ける。

4 訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡

(1) 訂正請求に関する処分

地方厚生局は、地方審議会の答申に基づき、訂正請求に関する処分を行う。

(2) 請求者等への通知

地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行ったときは、速やかに請求者及び日本年金機構へ 通知する。

(3) 事業主への連絡

年金記録の訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)をした厚生年金保険の事案については、地方厚生局は、当該事案の請求者の同意を得て、請求者の年金記録を訂正する旨を当該事案に係る事業主に連絡する。

第2 原簿記録の訂正処理

1 訂正決定に基づく訂正処理等

(1) 訂正処理

日本年金機構は、地方厚生局から訂正決定の通知を受けたときは、速やかに年金記録の訂正処理を行う。

(2) 請求者等への通知

日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行ったときは、速やかにその旨を請求者及び当該事 案に係る事業主(厚生年金保険の事案に係る訂正処理を行った場合に限る。)並びに地方厚生局 に通知する。

(3) 受給権者に係る事案の取扱い

訂正決定した事案の請求者が年金給付の受給権者(裁定を受けている者に限る。)である場合は、日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行った後、当該請求者に対して再裁定に係る承諾書の提出を求め、再裁定処理を行う。

2 日本年金機構における訂正処理

(1) 日本年金機構段階において訂正処理を行う事案

日本年金機構は、事案が基本方針第4に規定する別に定める基準又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)第1条若しくは第22条に規定する場合に該当し、かつ、当該事案がこれらの場合に該当するときは当該事案に係る請求を取下げることに請求者が同意している場合は、当該事案に係る請求書等は地方厚生局に送付しない。

(2) 訂正処理

日本年金機構は、受付けた事案が(1)に該当する場合は、日本年金機構において年金記録の 訂正処理を行う。

(3) 請求者等への通知

日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行ったときは、速やかにその旨を請求者及び当該事案に係る事業主(厚生年金保険の事案に係る訂正処理を行った場合に限る。)並びに地方厚生局に通知する。

(4) 受給権者に係る事案の取扱い

日本年金機構は、(2)により年金記録の訂正処理を行った場合は、1(3)に準じて再裁定処理 を行う。

第3 その他の事務

1 請求の取下げに関する事務

訂正請求の取下げは、地方厚生局又は日本年金機構で受け付ける。

なお、訂正請求の取下げが日本年金機構に申し立てられたときは、日本年金機構は速やかに地方 厚生局に連絡する。

2 請求者が補正に応じない場合に関する事務

地方厚生局又は日本年金機構が、請求者に対し形式的な補正又は訂正請求の内容の補正を求めた場合で、請求者が補正期限までに当該補正を行わない場合であって、当該補正がなければ訂正請求に理由があると認めることができないときは、地方厚生局は、地方審議会に諮問した上で、当該

事案について年金記録の訂正をしない旨の決定を行う。

3 訂正請求処理の終了に関する事務

地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行う前に請求者の死亡を確認したときは、当該請求者に 係る訂正請求処理を終了する。

第4 標準処理期間

訂正請求に係る事務の標準処理期間(行政手続法第6条に規定する期間)については、以下のとおりとする。

1 日本年金機構における標準処理期間

- ア 日本年金機構において行う第1の1(1)及び(2)に係る事務の標準処理期間は、40日とする。
- イ 日本年金機構において行う第2の1に係る事務の標準処理期間は、25 日とする。

2 地方厚生局における標準処理期間

地方厚生局において行う第1の1(3)から第1の4までに係る事務の標準処理期間は、103 日とする(地方審議会における審議の期間を含む。)。

[別紙1]

訂正請求をすることができる者は、以下のとおりである。

なお、請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴う未支給の年金(保険給付)の決定又は遺族年金等(保険給付)の裁定を受けていないが、以下に掲げる者(遺族)に該当することが確認できる場合は、当該請求者は訂正請求をすることができる者とする。

○ 被保険者等が生存している場合

- 国民年金若しくは厚生年金保険の被保険者 又は被保険者であった者
- 昭和 60 年改正法¹ による改正前の国民年 金又は厚生年金保険の被保険者であった者
- 厚生年金保険に統合された船員保険、旧三公社共済(JR、JT、NTT)² 又は旧農林共済 ³ の被保険者(組合員)であった者

被保険者等本人

○ 被保険者等が死亡している場合

● 被保険者等の死亡に伴う国民年金又は厚生年金保険(旧船員保険、旧三公社共済及び旧農林 共済を含む。)の未支給の年金(保険給付)の支給を請求することができる以下の者

_共済を含む。)の未支給の年金(保険給付)の	支給を請求することができ	る以下の者
[国民年金]	昭和 34 年 11 月	母子年金又は遺児年
被保険者等が死亡した時期に応じて、未支	~	金を受けることができる
給の年金の支給を請求できる右欄に掲げる	昭和 36 年 3 月	妻又は子
者	昭和 36 年 4 月	死亡した被保険者等の
	哈和 30 平 4 月	配偶者、子、父母、
注 未支給の年金には、脱退一時金や特別一時金	~ 平成 26 年 3 月	孫、祖父母又は兄弟姉
(昭和 60 年改正法附則第 94 条)を含む。	平成 20 年 3 月 	妹
		死亡した被保険者等の
		配偶者、子、父母、
	平成 26 年 4 月~	孫、祖父母、兄弟姉妹
		又はこれらの者以外の
		三親等内の親族
[厚生年金保険]	昭和 29 年 5 月~	死亡した被保険者等の
被保険者等が死亡した時期に応じて、未支	昭和 36 年 3 月	配偶者又は子
給の保険給付の支給を請求できる右欄に掲	昭和 36 年 4 月	死亡した被保険者等の
げる者	哈和 30 年 4 月	配偶者、子、父母、
	~ 平成 26 年 3 月	孫、祖父母又は兄弟姉
注 未支給の保険給付には、脱退一時金を含む。	十八 20 千 3 月	妹
		死亡した被保険者等の
		配偶者、子、父母、
	平成 26 年 4 月~	孫、祖父母、兄弟姉妹
		又はこれらの者以外の
		三親等内の親族
[旧船員保険]		
旧船保法 ⁴ 又は廃止前の通算年金通則法に	旧船保法により請求す	死亡した被保険者等の
よる旧船保法の未支給の保険給付の支給を	ることができる者	配偶者、子、父母、
請求することができる右欄に掲げる者		孫、祖父母、兄弟姉妹
		又は被保険者等によっ
		て生計を維持されてい
		た者

	廃止前の通算年金通	死亡した被保険者等の
	則法により請求すること	配偶者、子、父母、
	ができる者	孫、祖父母又は兄弟姉
		妹
[旧三公社共済]		
国家公務員等共済組合法又は廃止	前の通 国家公務員共済組合	死亡した組合員又は組
算年金通則法により国家公務員等	共済組 法により請求することが	合員であった者(以下
合法の未支給の給付の支給を請求	すること できる者	「組合員等」という。)の
ができる右欄に掲げる者		配偶者、子、父母、孫
		若しくは祖父母又は相
注 未支給の給付は、旧三公社共済の組合	員であっ	続人
た期間に係るものに限る。	廃止前の通算年金通	死亡した組合員等の配
	則法により請求すること	偶者、子、父母、孫、
	ができる者	祖父母又は兄弟姉妹
	カーCC-0日	一位人は人は人が人が
││□展が共済」 ││廃止前の農林漁業団体職員共済組		
		内白、丁、乂母、徐石し、
	とができ は祖父母又は相続人	
る右欄に掲げる者	分 如何必求你必用形 90 左	1月17号に立ち18年18年18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日1
	在 依保陳有寺が昭和39年 相続人は対象とならない。	9月以前に死亡した場合には、
 ● 被保険者等の死亡に伴う国民年金		
林共済を含む。)の遺族年金等の統		旧一五任六月久01日辰
[国民年金]		
「国八十立」 右欄の給付を受けることができる当該	- 	 死亡した被保険者等の
石懶の桁内を支けることができる当影 掲げる者	(区) 10 選択基礎中並	死亡した放床陝省等の 配偶者又は子
1句() ②有 	宣紀左公	
	寡婦年金 	死亡した被保険者等の 妻
	표수 많수	医
	死亡一時金	
		配偶者、子、父母、
		孫、祖父母又は兄弟姉
		妹
	旧国年法5 の遺児年	死亡した被保険者等の
	金	子
[厚生年金保険]		
│ │ 右欄の給付を受けることができる当該		死亡した被保険者等の
掲げる者	• 旧厚年法 ⁶ の遺族年	配偶者、子、父母、孫
	金、通算遺族年金及	又は祖父母
	び特例遺族年金	
	● 旧々厚年法 ⁷ の遺族	
	年金	
	旧々厚年法の寡婦年	死亡した被保険者等の
	金	妻
	<u> </u>	ダー
	年金	大
	旧々厚年法の遺児年	死亡した被保険者等の
	金	子
 [旧船員保険]	<u> </u>	-
│	- 	 死亡した被保険者等の
- 名	通算遺族年金及び特	配偶者、子、父母、孫
	例遺族年金	又は祖父母
	が退床十亚	人は世入り

1			
		昭和 37 年改正法 ⁸ に よる改正前の寡婦年金 昭和 37 年改正法によ る改正前のかん夫年金 昭和 37 年改正法によ る改正前の遺児年金	注 被保険者等の死亡の時期が昭和20年3月以前の場合は、配偶者、直系卑属又は直系尊属 死亡した被保険者等の妻 死亡した被保険者等の夫
	[旧三公社共済] 国家公務員等共済組合法の遺族共済年金 又は昭和60年国共済改正法 ⁹ による改正前 の国家公務員共済等組合法の遺族年金若 しくは通算遺族年金を受けることができる右 欄に掲げる者		<u>」</u> 偶者、子、父母、孫又は
	あった期間に係るものに限る。 [旧農林共済] 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の遺族共済年金又は昭和 60 年農林共済改正法 ¹⁰ による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の遺族年金若しくは通算遺族年金を受けることができる右欄に掲げる者	死亡した組合員等の配っ 祖父母	偶者、子、父母、孫又は
	注 旧農林共済の存続組合が給付する特例遺族農 林年金など厚生年金保険を管掌する政府が支給しない保険給付を受けることができる者を除く。		

1 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律34号)

² 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合

³ 農林漁業団体職員共済組合

⁴ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法

⁵ 昭和60年改正法による改正前の国民年金法

⁶ 昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法

⁷ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により全部改正される前の厚生年金保険法(昭和16年法律第60号)

⁸ 船員保険法の一部を改正する法律(昭和37年法律第58号)

⁹ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)

¹⁰ 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和60年法律第107号)

[別紙2]

訂正請求の対象となる記録は、以下のとおりである。

○ 国民年金原簿の記録

訂正請求の対象記録

被保険者の資格の取得及び喪失

種別の変更

保険料の納付状況

国民年金法第89条第1項、第90条第1項若しくは第90条の3第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第19条第1項若しくは第2項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び国民年金法第90条の2第1項、第2項又は第3項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項(以下「保険料の免除に関する事項」という。)

給付に関する事項

- ①請求者が受給する年金給付の受給権の存否や給付額の決定に影響を与える事項
- ②給付に関する事実として記録される事項
- ③給付に関する処分により記録内容が決定される事項

○ 厚生年金保険原簿の記録

訂正請求の対象記録

被保険者の資格の取得及び喪失の年月日

標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)

被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別

賞与の支払年月日

保険給付に関する事項

- ①請求者が受給する保険給付の受給権の存否や保険給付額の決定に影響を与える事項
- ②保険給付に関する事実として記録される事項
- ③保険給付に関する処分により記録内容が決定される事項

離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間(以下「みなし被保険者期間」という。)

みなし被保険者期間に係る標準報酬

みなし被保険者期間に係る保険給付に関する事項

- ①請求者が受給する保険給付の受給権の存否や保険給付額の決定に影響を与える事項
- ②保険給付に関する事実として記録される事項
- ③保険給付に関する処分により記録内容が決定される事項

[別紙3]

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案の内容に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうち一部を省略できる場合もある。

	国民年金				
	調査対象	調査	事項		
	加 且 刈 家	聴取及び確認事項の例	収集資料の例		
1	請求者	 請求に至った経緯、請求期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付している者の有無等) 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入の状況、請求期間以外の保険料の納付状況) 請求期間当時の生活言を得られる関係者の有無等 	 国民年金手帳及び年金手帳 預貯金通帳等 確定申告書(控)等税務関係資料 領収証書及び預かり証(請求期間以外のものも含む) 家計簿等 日記及びメモ 		
2	配偶者、親族、知人等	• 請求者の納付状況、請求 期間当時の生活状況、一 緒に納付していたか否か等			
3	市町村	 請求期間当時の事務取扱等(支所設置時期、納付書による収納開始時期、窓口収納の有無、口座振替納付の開始時期、過年度納付書の設置の有無、庁内金融機関での保険料納付の可否等) 国民健康保険の加入及び納付状況 	被保険者名簿等戸籍謄本、住民票等課税証明書等地方税関係 資料広報誌等		
4	集金人、自治会の役員等	• 請求者の納付状況、当時 の集金実態等	・ 集金簿、集金ノート、集金袋 等		
5	日本年金機構	• 請求期間当時の事務取扱 等	オンライン記録国民年金手帳記号番号払 出簿特殊台帳等		
6	総務省管区行政評価局等	 第三者委員会の類似先例等の有無 訂正請求の請求期間と近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村における第三者委員会への類似申立ての有無 	• 過去に年金記録に係る確認 申立を行ったことがある請求 者に関する当該確認申立に 係る資料		

7	税務署	請求期間の保険料の納付 状況確定申告書等
8	金融機関	 請求期間の保険料の納付 状況 請求期間当時の事務取扱 等(市町村収納機関となっ た時期、国庫金収納が可 能になった時期、集金人が 保険料を預かっていたか 等) 預金取引明細 口座振替依頼書の控え等

厚 生 年 金 保 険 (脱退手当金を除く)				
調査事項調査対象				
神 且 刈 家	聴取及び確認事項の例収集資料の例			
1 請求者	 請求に至った経緯、訂正期間当時の勤務実態(業務内容、勤務形態、入退社の時期等)及び保険料控除の状況 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、訂正期間当時の状況に関する供述を得られる同僚の有無等 給与明細書 漁場等 給与明細書 源泉徴収票 確定申告書(控)等税務関係資料 預貯金通帳 人事異動通知書 社史、社内報等 			
2 事業主等	 請求者の勤務実態及び保険料控除の有無 請求者に係る保険料納付及び届出の有無 請求期間当時の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、厚生年金保険への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等 人事記録、在籍証明書 賃金台帳、源泉徴収票(控) 社史、社内報等 			
3 同僚等	 請求者の勤務実態及び厚生 年金への加入状況 請求期間当時の従業員の勤 務実態(勤務形態、雇用区 分、常勤者数等)、給与の支 給実態等 給与明細書 ・源泉徴収票 確定申告書(控)等税務関係 資料 預貯金通帳 社史、社内報等 			
4 存続厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合等	請求者の厚生年金基金又は 健康保険への加入状況請求期間当時の従業員の厚生年金基金とは健康保険 への加入状況資格の取得喪失等に係る届書厚生年金基金台帳等加入員原簿等			

5	都道府県労働局等	• 請求者や請求期間当時の 従業員の雇用保険への加入 状況	
6	法務局	 事業所の設立、移転、解散日 事業所の業種 事業所の所在地 請求期間当時の代表者、役員等 	• 商業登記簿の謄本等
7	市町村	請求者や請求期間当時の 従業員の国民健康保険への 加入状況	• 戸籍謄本、住民票 • 課税証明書 等
8	日本年金機構	• 請求期間当時の事務取扱 等	オンライン記録厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳)
9	総務省管区行政評価局等	第三者委員会の類似先例等の有無訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無	• 過去に年金記録に係る確認 申立を行ったことがある請求 者に関する当該確認申立に 係る資料

	脱 退 手 当 金						
	調 査 対 象		免	調査事項			
	미미	且	۲۷	*	聴取及び確認事項の例 収集資料の例		
1	請求者				 請求に至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事務所における退職者への慣行等) 請求期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金保険等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等) 請求期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 		
2	配偶者、	親加	英、知	人等	請求者から脱退手当金に 関することを聞いたか否か 等		

3	事業主等	脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等退職金支給の有無、その金額等	 脱退手当金請求に関する資料 厚生年金保険の被保険者に関する資料 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規定等
4	同僚等	• 事業所における脱退手当 金の代理請求の有無、その 方法等	
5	存続厚生年金基金等	• 規約上の脱退一時金の支 給規定の有無、請求者に 対する支給の有無等	
6	市町村		• 戸籍謄本、住民票等
7	法務局	• 請求期間当時の代表者、 役員等	• 商業登記簿謄本
8	日本年金機構	• 請求期間当時の事務取扱 等	 オンライン記録 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳) 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 国民年金手帳記号番号払出簿
9	総務省管区行政評価局等	第三者委員会の類似先例等の有無訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無	過去に年金記録に係る確認 申立を行ったことがある請求 者に関する当該確認申立に 係る資料

年金記録の訂正に関する事務取扱要領様式

No	様式番号	様 式 名 称	用 途	作成者
1	第1号の1	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る 確認調査申立書(国民年金)	国民年金事案の請求書	請求者
2	第1号の2	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る 確認調査申立書(厚生年金保険)	厚生年金事案の請求書	請求者
3	第1号の3	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る 確認調査申立書(脱退手当金)	脱退手当金事案の請求書	請求者
4	第2号の1	請求の概要(2-1)[国民年金]	請求の概要、参考情報等	請求者
5	第2号の2	請求の概要(2-1)[厚生年金保険]	請求の概要、参考情報等	請求者
6	第2号の3	請求の概要(2-1)[脱退手当金]	請求の概要、参考情報等	請求者
7	第3号	年金証書添付不能理由書	請求者が遺族年金の年金証書等 (写し)を提出できない理由を申し立て るもの	

年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書 【 国 民 年 金 】

- 太枠の中の事項を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
- ※印は記入上の注意をご参照ください。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

/	同	音	欄	>
	l⊢i	心	们果	_

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は 取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

01 制度区分	1 国 年 02 処理区分	1 厚生局処理 2 機 構 処 理	
③請求区分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 注)過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ 請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4:	3 初めての請求(総務省への申立あり) 4 2回目以上の請求(総務省への申立あり) 年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣へる を選択してください。	の訂正
④ 請求者(※)の 基礎年金番号等			分 不
⑥ 請求者の氏名	(フリカ*ナ) (姓) (名)		明·なし5
⑦ 請求者の 生年月日	明 大 昭 平 年 1 3 5 7	(8) #333 H	女 2
⑨ 請求者の住所	〒 布区 お道 市区 府県 郡	区 町 村	
連絡先		(自宅 携帯 職場 その他)
"(電話番号)※		(自宅 携帯 職場 その他)
① 被保険者(※) との関係	1 被保険者本人 3 被保障	角者(/)·耳阵	あり 2
① 社会保険労務士記載欄	(社会保険労務士名·連絡先)	(14)	あり 2

○ 訂正請求する年金記録の被保険者(※)が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

15)	被保険者の						ļ						16	番号	를 区	分
(13)	基礎年金番号等								ļ	ļ			基		厚 船	不明
			` †)					-					礎 番 号	•	年 年 手 手	•
17)	被保険者の氏名	(姓)						(名)					号		番番	な し
								<u> </u>					1	2	3 4	5
18	被保険者の	明	大	昭	₩.	:	年.		月 :		日	19 被保険	者の		男	女
(10)	生年月日	1	3	5	7				į	į		性別			1	2
20	被保険者区分		1 表	裁定済	みの者						3	左記以外の	者			
20	以 体 次 省 区 刀		2 4	全部認得	学の場合	、老齢年	金の保険	料納付済	み要件を済	満たす者						

(受付印欄)

○ 年金記録の訂正を求める期間について、下記の請求期間欄1~3に記入してください。 請求期間欄が足りないときは、別紙(様式第1号の1の2)をご利用ください。

<請求期間欄 1>

P	請求期間 ※	昭 5	平 7	年	月	日	~		昭 5	平 7		年		月	日
3	請求期間の分類	該: □ □ □	当国国国納アイ国国のの代	【厚生労働省) □に✔の ・記録は、 ・記録は、 ・記録はは、 ・記録はは、 ・記録はは、 ・限年度保険 ・記録はは、 ・現年度保険 ・記録は、 ・記述は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	けてください。 食者資格の 明間が 第3号 明間が 保険 重類(※)が (3) (4) 明間が 付加	取得日又は 持被保険者 料納付済期 分かれば、フ 保険料(※)	喪失日 期間とない 間となっ へエに 納付済	がって〇ウェ期での	っていいない。 いない。 を付 例 組 となっ	る。(2, 。(2, +てくだ; 呐付保 保険料 ていない	1)) さい。 険料 (6)	(5))
ウ	請求期間 (資格の付加情報)	1 2 3 4 5	加入納付全額	コ入期間 、・未納期間 け済み期間 見免除期間 『免除・未納期間	1			7 8 9	付加伊第3号	保険料 被保险 皆年金	州付済∂ 納付済 食者期『 被保険	み期間 間	間)
エ	減額作用の請求	1 2		け済み期間短縮 ≩期間の短縮の			3	その	他()
	請求期間に住民 票を登録していた 市町村			都 道 府 県		市 町		管	轄年金	多事務	所			年:	金事務所
(請求期間に実際 に居住していた市 町村又は国名	(国名)		都 道 府 県		市 町		管	轄年金	字事務	所			年	金事務所
Ŧ	特例納付を行ったと きに居住していた市 町村又は国名	(国名)		都 道府 県		市 町		管	轄年金	拿事務	所			年:	金事務所

<請求期間欄 2>

(1)	請求期間 ※	昭 平 年 月 5 7	日 ~ 昭 平 年 5 7	月,日
②	請求期間の分類	該当する口に / 印を付けてください。 国の記録は、被保険者資格の取得に 国の記録は、請求期間が第3号被保 国の記録は、請求期間が保険料納付 納付した保険料の種類(※)が分かれ ア 現年度保険料(3) イ 過年度保険料(4)	は)
ス	請求期間 (資格の付加情報)	1 未加入期間 2 加入・未納期間 3 納付済み期間 4 全額免除期間 5 一部免除・未納期間	6 一部免除・納付済み期間 7 付加保険料納付済み期間 8 第3号被保険者期間 9 被用者年金被保険者期間 10 その他()
セ	減額作用の請求	1 納付済み期間短縮の請求 2 免除期間の短縮の請求	3 その他()

請求期間に住民 ② 票を登録していた 市町村	都 道府 県	市区町村	タ 管轄年金事務所	年金事務所
請求期間に実際 (テ)に居住していた市 町村又は国名		市区町村	ツ 管轄年金事務所	年金事務所
特例納付を行ったと 守 きに居住していた市 町村又は国名		市区町村	ト 管轄年金事務所	年金事務所

<請求期間欄 3>

\oplus	請求期間 ※	昭 5	平 7	年	月	E		~	昭 5	平 7	3	Ŧ	月	日
	請求期間の分類	該口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口	当する] 国国] 国] 国 所 アイ 国 の の の の の の の の の の の の の の に 国 国 国 国	□に √ 印を 記録は、被 記録は、請 記録は、請 した保険料 現年度保険 過年度保険 記録は、請	付けてくださ 保険者資格 求期間が 保 の種類(※): 料 (3) 料 (4) 求期間が 付	ている年金言い。 の取得日又 3号被納付済 が分かれば、 加保険期間。	は喪失 ち期間と 期間と ア〜エ ()納付	.日だ なっ こに(が誤ってい っていない。 つ印を付け ウ 特例 約 エ 追納 付 関 間 となっ	る。(2) けてくだ。 納付保 保険料 ていない	1)) さい。 険料 (5) (6))
ヌ	請求期間 (資格の付加情報)		2 加入 3 納付 4 全額	入期間 ・未納期間 済み期間 ・済み期間 ・免除期間 ・ないまれ	期間				7 付加68 第3号	保険料 号被保障 者年金	対付済み期 納付済み 検者期間 被保険者	期間)
ネ	減額作用の請求	1 2	,,,,,,	済み期間短 期間の短縮					その他(不該当)
Ø	請求期間に住民 票を登録していた 市町村			都 道 府 県		寸 田	」 村	/\	管轄年金	金事務	所		4	丰金事務所
£	請求期間に実際 に居住していた市 町村又は国名		ı	都 道 府 県			万区 一	フ	管轄年金	金事務	所		4	宇金事務所
\otimes	特例納付を行ったと きに居住していた市 町村又は国名			都 道 府 県			了 区 7	朩	管轄年金	金事務	所		4	宇金事務 所
									別紙の	有無		有		無

○ 今回、訂正請求を行おうと思ったきっかけは何ですか。(複数回答可)

	1 ねんきん定期便を見て	5 事業主からの連絡	
	2 ねんきんネットを見て	6 知人・友人のすすめ	
② 訂正請求の契機	3 年金相談をして	7 マスコミ報道を見て	
	4 前回請求に対する決定が不服だから	8 その他()

■ 添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

- ◇ 請求の概要(2-1)[国民年金](様式第2号の1)
- ◇ 請求者の同意書(様式第●号の1)
- ◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状(様式第●号の4)
- ◇ 請求手続を法定代理人がされる場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族基礎年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給 権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第3号)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票(世帯全員)の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 健康保険被保険者証など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚関係に関する申立書(様式第●号)

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

- ◇ 日本年金機構が交付した「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」の写し
- ◇ 国民年金手帳、年金手帳
- ◇ 請求期間に係る預金通帳、金融機関が証明する出金記録
- ◇ 請求期間に係る確定申告書(控)等税務関係資料、社会保険料控除の明記された課税証明書・所得証明書
- ◇ 請求期間に係る納付組織代表者等の預かり証
- ◇ 請求期間に係る家計簿、日記、メモ等

■ 記入上の注意

- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。
- ◆ 「請求者」とは、国民年金の被保険者若しくは被保険者であった者、又は被保険者等の死亡による未支給年金若し くは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆「被保険者」とは、上記の請求期間において国民年金に加入していた者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者であり、請求者である妻は「3 被保険者の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者本人」です。
- ◆「② 請求手続きの委任」は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人が請求手続をされる場合は 「あり」に○印を付けてください。
- ◆ 請求期間(⑦、⑪、⑪)は、国(厚生労働省)が管理している年金記録に過不足している期間、又は保険料の納付状況を訂正する期間について記入してください。
- ◆ 保険料の種類については、以下のとおりです。

「現年度納付保険料」とは、納期限又は納期限後初めて到来する4月末日までに納付した保険料をいいます。 「過年度納付保険料」とは、納期限後初めて到来する4月末日後から納期限から2年を経過したときまでに納付した 保険料をいいます。

「特例納付」とは、保険料が未納となっていた過去の期間について、特例的に事後の納付が認められた措置をいい、「特例納付保険料」とは、特例納付によって納付した保険料をいいます。

実施期間は、昭和45年7月~47年6月、昭和49年1月~50年12月、昭和53年7月~55年6月です。

「追納保険料」とは、保険料を免除された期間又は学生納付特例若しくは若年者納付猶予の適用期間のうち、遡って納付することができる10年以内の期間分に係る保険料をいいます。

◆ 「付加保険料」とは、付加年金を受給するため、定額保険料に上乗せして納付することができる保険料をいいます。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書兼申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。 なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

備	考						

年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書 【厚生年金保険】

- 太枠の中の事項を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
- ※印は記入上の注意をご参照ください。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

<	同	意	欄	>
	l⊷i	7 €\	"[末]	

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は 取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

01	制度区分	2 厚 年 02 処理区分 1 厚生局処	.理 2機構処理
3	請求区分		請求(総務省への申立あり) の請求(総務省への申立あり) テったことがある方で、厚生労働大臣への訂』
4	請求者(※)の 基礎年金番号等		05 番号区分基国厚船。
6	請求者の氏名	(ブリカ [*] ナ) 姓)	
7	請求者の 生年月日	明 大 昭 平 ^年 ^月 ^日 1 3 5 7	⑧ 請求者の 男 女 1 2
9	請求者の住所	T 一 都道 市区 区町 府県 郡 村	
10	連 絡 先 (電話番号)※		5帯 職場 その他 5帯 職場 その他
11)	被保険者(※) との関係	1 被保険者本人 3 被保険者の遺族 2 みなし被保険者期間 を有する者(※)	① 請求手続の ② 委任 ※ 1 2
13	社会保険労務士 記載欄	(社会保険労務士名·連絡先)	(4)社会保険労務 士へ委任なしあり12

○ 訂正請求する年金記録の被保険者(※)が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

15)	被保険者の												16	番	号	区	分
(13)	基礎年金番号等		į								<u> </u>	į		基 国	厚	船	不明
		(フリカ	(†)										fi ⊋	楚 年 手 番	年手	保手	•
17)	⑪ 被保険者の氏名							(名)					-	子 番	番	番	なし
														1 2	3	4	5
18	被保険者の	明	大	昭	平:	i	年	i	月 i	i	日	19 被保険	者の		男		女
(10)	生年月日	1	3	5	7				<u> </u>			性別			1		2
20	被保険者区分		1 :	裁定済	みの者						3	左記以外の	者				
20			2 :	全部認容	の場合、	老齢年金	の保険料	納付済み	要件を満	たす者							

(受付印欄)	 		

○ 年金記録の訂正を求める期間について、下記の請求期間欄1・2に記入してください。 請求期間欄が足りないときは、別紙(様式第1号の2の2)をご利用ください。

<請求期間欄 1>

	請求期間 ※	昭平: 年: 月: 日 日 日 平: 年: 月: 日
	明小州间 △	5 7 1
$\widehat{\mathcal{P}}$	請求期間(賞与)	^{平 成}
	*	平成 年 月 日 平成 年 月 日 7 1 1 1 支払賞与 7 1 1 1 1 支払賞与
		現在、国(厚生労働省)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。
		該当する番号に○印を付けてください。(複数回答可) 1 国の記録は、 被保険者資格の取得日又は喪失日 が誤っている。
		2 国の記録は、請求期間に係る被保険者期間が漏れている。 → ウ 被保険者期間の漏れ
(1)	請求期間の分類	3 国の記録は、請求期間に係る 標準報酬月額 が誤っている。 1 途中記録欠落 4 国の記録は、賞与の請求期間に係る 標準賞与額 が誤っている。 2 全部期間なし
		5 国の記録は、賞与の請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている。
		6 国の記録は、請求期間に係る 被保険者種別 が誤っている。 7 国の記録は、請求期間に係る 厚生年金基金加入の記録 が誤っている。
		8 その他(
		1 基金加入期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間 2 厚年法75条本文該当期間 7 みなし被保険者期間(離婚分割・3号分割)
ェ	請 求 期 間 (資格の付加情報)	3 育児休業期間(H12.4~) 8 脱退手当金支給期間
		4 育児休業期間(~H12.3) 9 その他 5 産前産後休業期間 () ()
+	 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求 3 標準賞与額減額の請求
		2 標準報酬月額減額の請求 4 その他(3種→1種等) 請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。
		事業所名称
(請求期間に係る事業所(1)	┃
	事未 が(1)	キ課所所分事業所整理記号ケ管轄年金事務所年金事務所
	事業所の業種※※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を 記入してください。
	72.	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。
#	事業所の規模	1 10人未満 3 1000人未満 5 1万人以上
		2 100人未満 4 1万人未満 6 不明 請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。
		事業所名称
②	請求期間に係る 事業所(2)	
	デ木 /// (4/	ス課 所 符 号セ事業所整理記号ソ管轄年金事務所年金事務所

<請求期間欄 2>

	請求期間 ※	昭 平 5 7	年	月	日	~ 昭 平 5 7	年	月日
③	請求期間(賞与)	平 成 7 ¦	年月	日	支払賞与	平 成 7 	年 月	日 - 支払賞与
	*	平 成 7 [年 月	日	支払賞与	平 成 7 [年 月	□ 支払賞与 ■ 支払賞与

		現在、	国(厚生労働	動省)が管理し	ている年金	記録が事実	実と異	なると思う点	は何です	すか。	
		該当す	よる番号に○	印を付けてくだ	さい。(複	数回答可)					
		1 国	の記録は、	按保険者資格 (の取得日	又は喪失日	が誤っ	っている。			
		2 国	の記録は、詩	情求期間に係る	る被保険す	舌期間が漏 れ	ってい	\ る。 -	<u>→</u> ツ	被保険者期	間の漏れ
	請求期間の分類	3 国	の記録は、詩	青求期間に係る	標準報	州月額 が誤っ	ってい	る。		1 途中記	録欠落
W)	再水州间の万 規	4 国	の記録は、賞	賞与の請求期間	雪に係る 様	準賞与額 カ	が誤っ	ている。		2 全部期	間なし
		5 国	の記録は、賞	宴与の請求期間	間に係る標	標準賞与額σ.	り記録	が漏れてい	る。		
		6 国	の記録は、詩	青求期間に係る	被保険	香種別 が誤っ	ってい	る。			
		7 国	の記録は、記	青求期間に係る	厚生年 会	递基金加入 0	の記録	录 が誤ってい	る。		
			の他()
			金加入期間							皮保険者期間	
	請求期間		年法75条本							[(離婚分割・	3号分割)
テ	(資格の付加情報)		児休業期間					脱退手当金	支給期間		
			児休業期間				9 -	その他			
			前産後休業					(<u> </u>	\\\\	+ 1)
١	減額作用の請求		保険者期間					標準賞与額			
			[準報酬月額 		· o / 16	=r +- 11. + == 1		その他(3種・	→Ⅰ種寺)	
		請水期 事業所名称		ていた事業所	の名称、	所任地を記ん 所在 所在		ください。			
		学 未仍 石 你	1			771/11	ETE				
\mathcal{F}	請求期間に係る		-m			<u>+ </u>				// ++ /-	^
	事業所(1)	_	課所	符号	ヌ	事業所書	登 埋	記号	ネ	官轄年金	金事務所
											年金事務所
\mathcal{O}	事業所の業種			重について、記	入上の注	意の「事業所	斤の業	(種」から該当	当する業績	種の番号を	
	*		てください。	=	1						<u> </u>
				É業員数はど							
\bigcirc	事業所の規模	1 10	0人未満		3 100	0人未満		5	1万人」	以上	
		2 10	00人未満		4 1万	人未満		6	不明		
				た場合は転勤	先の事業	(所の名称、	所在:	地を記入して	こください	0	
		事業所名称	7			所在	E地				
	請求期間に係る										
	事業所(2)	フ	課所	符号	^	事業所惠	整理:	記号	木	管轄年3	金事務所
											年金事務所
								 別紙の有	źπ	有	
											無

○ 今回、訂正請求を行おうと思ったきっかけは何ですか。(複数回答可)

	1 ねんきん定期便を見て	5 事業主からの連絡	
⋒⋾⋾⋾ ≢÷⋼⋾⊮	2 ねんきんネットを見て	6 知人・友人のすすめ	
② 訂正請求の契機	3 年金相談をして	7 マスコミ報道を見て	
	4 前回請求に対する決定が不服だから	8 その他()

■ 添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

- ◇ 請求の概要(2-1)[厚生年金保険](様式第2号の2)
- ◇ 請求者の同意書(様式第●号の1)
- ◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状(様式第●号の4)
- ◇ 請求手続を法定代理人がされる場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本
- ◇ 請求者がみなし被保険者期間を有する者であって、元配偶者の被保険者期間に係る訂正請求を行う場合は、請求者の同意書(様式第●号の6)及び元配偶者の同意確認書(様式第●号の7)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給 権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第3号)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し

- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票(世帯全員)の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 健康保険被保険者証など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚関係に関する申立書(様式第●号)

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

- ◇ 日本年金機構が交付した「厚生年金保険の期間照会について(回答)」の写し
- ◇ 厚生年金被保険者証、年金手帳、船員手帳
- ◇ 請求期間に係る給与明細、源泉徴収票、確定申告書(控)等税務関係資料、預金通帳
- ◇ 辞令(採用・異動・退職)、勤続感謝状、退職金の支給明細、退職所得の源泉徴収票、家計簿

■ 記入上の注意

- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。
- ◆ 「請求者」とは、厚生年金保険の被保険者若しくは被保険者であった者、又は被保険者等の死亡による未支給年金 若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆「被保険者」とは、上記の請求期間において厚生年金保険に加入していた者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者であり、請求者である妻は「3 被保険者の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者本人」です。
- ◆「みなし被保険者期間を有する者」とは、離婚等をした場合に、元配偶者の被保険者期間であって請求者の被保険者期間でなかった期間のうち、法律(※)によって請求者の被保険者期間とみなされた期間を有する者をいいます。 ※ 厚生年金保険法第78条の6第6項第3号又は同法第78条の14第4項
- ◆「② 請求手続の委任」は、家族等に請求手続を委任される場合、又は法定代理人が請求手続をされる場合は「あり」に○印を付けてください。
- ◆ 請求期間(⑦、⑨)は、国(厚生労働省)が管理している年金記録に過不足している期間、又は標準報酬月額が相違している期間について記入してください。 賞与に係る訂正請求については、「請求期間(賞与)」欄に記入してください。
- 事業所の業種(②、②)
 - 01:農林水産業
 - 02:鉱業•採石業•砂利採取業
 - 03:建設業
 - 04:製造業
 - 05:電気・ガス・熱供給・水道業
 - 06:情報通信業
 - 07:運輸業・郵便業
 - 08: 卸売•小売業
 - 09:金融•保険業
 - 10:不動産業・物品賃貸業

- 11: 学術研究・専門技術サービス業
- 12:飲食店•宿泊業
- 13:生活関連サービス業・娯楽業
- 14:教育•学習支援業
- 15:医療•福祉
- 16:複合サービス事業
- 17:サービス業
- 18:公務
- 19:不明

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書兼申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。 なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

備	考					

年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書 【 脱 退 手 当 金 】

- 太枠の中の事項を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
- ※印は記入上の注意をご参照ください。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

<	同	意	欄	>
	l⊷i	7 €\	"[末]	

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は 取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

01	制度区分		4 朋		手	02	処	理	区分		1 .	厚组	上局:	処理	2	機	構	処	理			
3	請求区分		2 2 注) 遊	回目り	の請求	請求 金記録					4 記録σ	2回 確認	目以.	上の記	(総務? 青求(約 こことがあ	総務省	当へ (の申	立ð		の訂訂	E
4	請求者(※)の 基礎年金番号等		-			ļ			ļ	ļ	-		ŀ		ļ	05	基	国	号厚	区船	分 不 明	
6	請求者の氏名	(フリカ (姓)) 						(名)						(FI)		一礎番号1	年手番 2	年手番3	保手番4	がなし5	
7	請求者の 生年月日	明 1	大 3	昭 5	平 7	; ; ;	-	年 	į	月	İ	ļ	E	8	請求和性別	≸の			男 1		女 2	
9	請求者の住所	₹		都 府	一 道 県			†	ī 区 郡				区 町 村	Г								
10	連 絡 先 (電話番号)※				<u> </u>				- 			(É	 	携帯携帯)
11)	被保険者(※) との関係		2 <i>a</i>	なしれ	者本 <i>)</i> 波保険 る者()	者期	間	3	被保	険者(の遺	疾		12	請求等	手続の ※	か		なし 1		あり 2	
13	社会保険労務士 記載欄	(社会	全保険	労務士	名·連絡	先)								14)	社会保 士へ委		務	·	なし 1		あり 2	

○ 訂正請求する年金記録の被保険者(※)が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

15)	被保険者の												16	番	号	区	分
(13)	基礎年金番号等		į								<u> </u>	į		基 国	厚	船	不明
		(フリカ	(†)										fi ⊋	楚 年 手 番	年手	保手	•
17)	被保険者の氏名	(姓)						(名)					-	子 番	番	番	なし
														1 2	3	4	5
18	被保険者の	明	大	昭	平:	i	年	i	月 i	i	日	19 被保険	者の		男		女
(10)	生年月日	1	3	5	7				<u> </u>			性別			1		2
20	被保険者区分		1 :	裁定済	みの者						3	左記以外の	者				
20			2 :	全部認容	の場合、	老齢年金	の保険料	納付済み	要件を満	たす者							

,	 	
(受付印欄)		

○ 年金記録の訂正を求める期間(脱退手当金が支給済みとされている期間)について、下記の請求期間欄1~3に記入してください。

<請求期間欄 1>

P	請求期間 ※ (脱退手当金の 支給済期間	昭 5	平 7	年	月	日 ~	昭 5	平 7	年	月	日
4	請求期間の分類	該 該 1	当する番号 請求期間	号に○印を作 引の全部につ	ーー けけてください Oいて脱退手	る年金記録が事実 。 当金を受けていな 当金を受けていな	:(\ _o	思う点	は何ですか。		
ゥ	請 求 期 間 (資格の付加情報)	1			退手当金の支 いわゆる「また		当該脱退	手当金	の計算の基礎とされ	ていない被	'保険
Ī	請求期間に係る 事業所	事業所名	占称		冬事業所の	名所·所在地を 所在 所在 事業所事	地			金事務所	
9	事業所の業種 ※		の事業所 してください		いて、記入上	この注意の「事業所	fの業種」か	ら該当	当する業種の番号を	l	
Ŧ	事業所の規模	1	10人未	満	3	程度でしたか。 1000人未満 1万人未満			1万人以上 不明		

<請求期間欄 2>

			_
	請求期間 ※ (脱退手当金の 支給済期間	昭平	日
()	請求期間の分類	現在、国(厚生労働省)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。 該当する番号に〇印を付けてください。 1 請求期間の全部について脱退手当金を受けていない。 2 請求期間の一部について脱退手当金を受けていない。	
シ	請 求 期 間 (資格の付加情報)	1 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日の前に、当該脱退手当金の計算の基礎とされていない被保者期間がある事案(いわゆる「まだら事案」)	険
(🔏)	請求期間に係る 事業所	請求期間における最終事業所の名所・所在地を記入してください。 事業所名称	斤
€	事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を 記入してください。	
9	事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 3 1000人未満 5 1万人以上 2 100人未満 4 1万人未満 6 不明	

<請求期間欄 3>

	請求期間 ※ (脱退手当金の 支給済期間	昭 平 l ^年 5 7	月日日	~ 昭 平 5 7	年 月 日
(請求期間の分類	該当する番号に〇印を 1 請求期間の全部に)が管理している年金記録が -付けてください。 -ついて脱退手当金を受けて -ついて脱退手当金を受けて	いない。	は何ですか。
ナ	請 求 期 間 (資格の付加情報)		退手当金の支給年月日の前 (いわゆる「まだら事案」)	かに、当該脱退手当金	の計算の基礎とされていない被保険
	請求期間に係る 事業所	請求期間における最事業所名称		を記入してください。 所在地 近整理記号 - 1	ノニニで轄年金事務所
	東米ボの光 種				年金事務所
\bigcirc	事業所の業種※	上記の事業所の業種に 記入してください。	ついて、記入上の注意の「事	業所の業種」から該当	する業種の番号を
E	事業所の規模	上記の事業所の従業 1 10人未満 2 100人未満	員数はどの程度でしたか。 3 1000人未) 4 1万人未満	茜 5	- 1万人以上 不明

○ 今回、訂正請求を行おうと思ったきっかけは何ですか。(複数回答可)

	1 ねんきん定期便を見て	5 事業主からの連絡	
② 訂正請求の契機	2 ねんきんネットを見て	6 知人・友人のすすめ	
	3 年金相談をして	7 マスコミ報道を見て	
	4 前回請求に対する決定が不服だから	8 その他()

■ 添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

- ◇ 請求の概要(2-1)[脱退手当金](様式第2号の3)
- ◇ 請求者の同意書(様式第●号の1)
- ◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状(様式第●号の4)
- ◇ 請求手続を法定代理人がされる場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本
- ◇ 請求者がみなし被保険者期間を有する者であって、元配偶者の被保険者期間に係る訂正請求を行う場合は、請求者の同意書(様式第●号の6)及び元配偶者の同意確認書(様式第●号の7)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給 権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第3号)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票(世帯全員)の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 健康保険被保険者証など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚関係に関する申立書(様式第●号)

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

- ◇ 脱退手当金支給決定通知書、国庫金送金(振込)通知書
- ◇ 日本年金機構が交付した「厚生年金保険の期間照会について(回答)」の写し
- ◇ 厚生年金被保険者証、年金手帳、船員手帳
- ◇ 請求期間に係る給与明細、源泉徴収票、確定申告書(控)等税務関係資料、預金通帳
- ◇ 辞令(採用・異動・退職)、勤続感謝状、退職金の支給明細、退職所得の源泉徴収票、家計簿

■ 記入上の注意

- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。
- ◆ 「請求者」とは、厚生年金保険の被保険者若しくは被保険者であった者、又は被保険者等の死亡による未支給年金 若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆「被保険者」とは、上記の請求期間において厚生年金保険に加入していた者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者であり、請求者である妻は「3 被保険者の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者本人」です。
- ◆「みなし被保険者期間を有する者」とは、離婚等をした場合に、元配偶者の被保険者期間であって請求者の被保険者期間でなかった期間のうち、法律(※)によって請求者の被保険者期間とみなされた期間を有する者をいいます。 ※ 厚生年金保険法第78条の6第6項第3号又は同法第78条の14第4項
- ◆「② 請求手続の委任」は、家族等に請求手続を委任される場合、又は法定代理人が請求手続をされる場合は「あり」に○印を付けてください。
- ◆ 請求期間(⑦、□、⑤)は、脱退手当金が支給済とされている期間について記入してください。
- 事業所の業種(の、の、の)
 - 01:農林水産業
 - 02:鉱業•採石業•砂利採取業
 - 03:建設業
 - 04:製造業
 - 05:電気・ガス・熱供給・水道業
 - 06:情報诵信業
 - 07:運輸業・郵便業
 - 08: 卸売・小売業
 - 09:金融•保険業
 - 10:不動産業・物品賃貸業

- 11:学術研究・専門技術サービス業
- 12:飲食店•宿泊業
- 13: 生活関連サービス業・娯楽業
- 14:教育·学習支援業
- 15:医療•福祉
- 16:複合サービス事業
- 17:サービス業
- 18:公務
- 19:不明

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書兼申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。 なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■備考

請求の概要(2-1)

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

- ★ 年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会(仮称)の審議を踏まえて、公正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生(支)局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。
- ★ 本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える 事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任 意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。
- ★ 次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

○ 請求期間の保険 時の状況が分かる	ように具体的に	記載してくださ	い。		経緯や納付る	されていた当
なお、納付方法	等の評細につい	ては、次ペー	ジ以下でお聞	引きします。		

	年金事務所の確認欄
質問1 国民年金の加入手続について教えてください。(加入時から納付をしていたと主張される場合	
には、当該加入手続について、以下の質問にお答えください。)	
には、日政加入于成に シャ・こ、以下の負向にの日えてにでい。/	
ア どのようなきっかけで加入手続をしましたか。(例:親に勧められて加入した)	
	- -
イ 加入手続は誰が行ったか覚えていますか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
(1又は2が○の場合は、手続した方の氏名・あなたとの関係を記入してください。)	
手続した方の氏名	
あなたとの関係	-
※以下は、ご自身で加入手続していない場合には、手続した方のご記憶の範囲でご記入ください。	
なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。(例:手続した方が亡くなっているため)	
(記入できない理由)	
	-
ウ 加入手続した時期はいつ頃か覚えていますか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
1 見えている 2 見えているが足がではない 3 生く見えていない (1又は2が○の場合は、時期を記入してください。)	
昭和・平成 年 月頃	
エ 加入手続はどこで行いましたか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)	
本庁 a 名 称	
在 名	-
b その他	-
オ 手続時又は手続後に国民年金手帳の交付を受けましたか。	
4 」 別で 入は 」 別は区に国民 十並 」 概 ツ 入口 と 又 け よ じ に が 。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)	
a 年金手帳の交付を受けた。	年金手帳の写し
(交付時期) 加入手続の時 · その他 (- □添付 □未添付
(交付方法) 役所窓口 · 郵送 · その他 (-
(交付された年金手帳の名) (

(保管状況) 現在持っている・現在持っていない	
b 交付を受けていない。	
i 市町村が預かっていて、預かり証を受けた	
ii 後日郵送するとのことだったが、送付されなかった	
iii 何も受け取らなかった	
iv その他 ()	
カ 団星年春の手帳の皿粉について粉ネマノゼヤい	
カ 国民年金の手帳の冊数について教えてください。	存在する年金手
(これまでに交付された冊数) 冊	帳の写し
(なくしてしまった 冊 数)	□添付□未添付
(現在所持している冊数) 冊	
※ 質問2へつづく	
(加入手続についての年金事務所記載欄)	
(カロノマナー物が、こうり、「Cシノキー3左手+7分が) 計画単文作権が	
質問2 請求期間の保険料はどのように納められたか教えてください。	
(注)納付方法が異なる場合は、納付方法ごとに、別紙にご記入の上添付してください。	
請求期間 : 昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
請求期間 : 昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
ア 誰が納付したか覚えていますか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
1 見えている 2 見えているがたがではない 3 至く見えていない (1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)	
a 自分で納付した	
b 家族などが納付した	
納付した方の氏名 あなたとの関係	
※以下は、ご自身で納付していない場合には、納付した方のご記憶の範囲でご記入ください。	
なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。(例:納付した者が亡くなっているため)	
(記入できない理由)	

イ いつ・いくら納付しましたか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)	
a 定期的に納付していた (例:半年ごとに○○円納付したなど)	
	
① 納付した時期、金額をご記入ください。(例:○年○月に△△円納付したなど)	
② まとめて納付された理由をご記入ください。	
③ まとめて納付するための資金はどのように準備されたか該当記号を○で囲み、	
必要事項をご記入ください。(複数選択可)	
i 手元にあったお金で納付した。	
(当時、日常的に手元にあった金額) 約 円	
ii 預貯金を引き出して納付した。	
(預金先) 預金先名	
支店 支所 出張所	 通帳等の写し
(種類) 通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他 ()	□添付 □未添付
(名義)	
(引出額) 円	
(引出しが記録された通帳・明細) 現在持っている・ 現在持っていない	
iii お金を借りて納付した。	借用書等の写し
(借入先) 名称·氏名	□添付 □未添付
あなたとの関係	
(借入額) 円	
(借用書・金銭消費貸借契約書等) 現在持っている・ 現在持っていない	
iv その他 ()	
c その他 ()	
ウ どのように納付したか覚えていますか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可)	
a 国民年金印紙を()で購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付した。	
※()内に国民年金印紙を購入した場所を記入してください。	
b 納付書に現金を添えて納付した。〔納付書の様式を覚えていれば記入してください。〕	
の 解的音に現金を称えて解的でた。「解的音の像式を見えていれば記入してたさい。」 (大きさ)	

	a 納付書によらず現金のみで納付した。(a・b以外)	
	1 口座振替で納付した。	
	き 集金袋で納付した	
	その他 ()
こ どこで納	寸したか覚えていますか。	
1 覚	えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていっ	ない
	(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入して<	(ださい。複数選択可)
	a 市区町村役場の窓口で納めた。	t de
	役 所 名 役 所 名 —————	本庁 出張所 支所
	社会保険事務所(年金事務所)の窓口で納めた。	
	事務所名 社会保険事務所(年	F金事務所)
	郵 便 局 名 郵便局	
	d 金融機関の窓口で納めた。 銀行	支店
	金融機関名 金庫 組合	支所 出張所
	e 口座振替で納めた。	
	(預金先) 預金先名	銀行 金庫 組合 郵便局
		支店 支所 出張所
	(種 類) 通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他(名 義)	()
	f 集金で納めた。 (集 4 担所) 中京 ・ 地区分館 ・ その他 ()
	(集金場所) 自宅・地区会館・その他 ()
	(集金場所) 自宅 ・ 地区会館 ・ その他 <u>(</u> (納付先) (当時))
	(集金場所) 自宅・地区会館・その他 ()
	(集金場所) 自宅・地区会館・その他 ((納付先) (当時) 市区町村職員 氏名)
	(集金場所) 自宅・地区会館・その他 ((納付先) (当時) 市区町村職員(市区町村名 氏名 自治会・婦人会役員(団体等名 氏名)

g 上記以外(例:コンビニで納付した)		
オ 納付した後、領収書等の領収が確認できる資料を受け取ったか覚えていますか。		
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない		
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)		
a 検認印が押された年金手帳を受け取った。		
b 領収書を受け取った。		領収証書の写し
(受取時期) 納付した時 ・ その他 (頃)	□添付 □未添付
(受取場所) 役所の窓口・郵送・その他 ()	
(保管状況) 現在持っている・ 現在持っていない		
c 受け取っていない。		
カ 請求期間の保険料を納付したことが分かる資料がありますか。		確定申告書の写し
(確定申告書) ない・ある (年分~ 年分)		□添付 □未添付
税理士等へ確定申告事務を委託していましたか。		
a 委託していた。		
委託先税理士等の氏名又は名称		
委託先税理士等の連絡先電話番号 ()		
b 委託していない。		源泉徴収票の写し
(源泉徴収票) ない・ある (年分~ 年分)		□添付 □未添付 課税証明書の写し
(課税証明書) ない・ある (年分~ 年分)		□添付 □未添付
(家計簿等の出納帳) ない・ある (年分 ~ 年分)		家計簿等の写し □添付 □未添付
 (日記・メモ) ない・ある		日記等の写し □添付 □未添付
(そ の 他) ()	その他の資料
		□添付□未添付
キ 請求期間の保険料を一緒に納付していた方がいましたか。		
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない		
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)		
a 一緒に納付した者がいる。		WMのハート゛コピー
納付した方の氏名 あなたとの関係		□添付□未添付
生 年 月 日 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月	目	

b 一緒に納付した者はい	ない。							
※質問3へつづく								
(保険料納付についての年金事務所記載)	欄)							
質問3 以下のことについて教えてください	10							
ア ご結婚等の履歴をご記入ください。(配偶者の年	F金加入	•納付	状況も	審議を行う	上での重	重要な	
情報になります)								WMのハードコピー
a 結婚していた。 (配偶者の氏名)								□添付 □未添付
(配偶者の生年月日)	 明治・	大正	• 昭	3和	 年	月	目	- tota mile ()
(婚姻年月日)		•	平		年	月	日	戸籍謄(抄)本 □添付 □未添付
(離婚年月日)	昭和	•	亚	成	年	月	日	
b 結婚していない。								
イ 本籍地をご記入ください。								
本籍地								
ウ 請求期間当時の職業をご記入くださ	٧٠ _٠							
(事業所に勤務されていた場合は、勇		•所在地	をご記	己入くだ	·さい。)			
(職 業)								WMのハートコピー
(事業所名称)								□添付□未添付
(事業所所在地)	都 道 府 県				市 郡		区 町 村	
エ 請求期間当時の氏名、生年月日をご	"記 7 くだる							
(氏名)		生年月	п)		年	月	п	
(氏名)		土平月	□ <i>)</i> -		+	月	日 ———	
オ 請求期間の当時に同居していた親族	笑はいました	ニカゝ。						
a 同居の親族がいた(※)								戸籍謄(抄)本
b 同居の親族はいなかった								□添付 □未添付 住民票
								□添付□未添付
l]

文 • 母 子 且父•祖母 孫 A	文・母 子 日文・祖母 孫 日本	区分	氏名	続柄	氏名	続柄
子 目文・祖母 孫 日本の 妹妹 日本の 様々 日本の 様々 日本の またとの 関係 理解 先電話番号 () 日本の またとの 関係 理解 先電話番号 () この 方はどのようなことをご存じですか。 日本の またとの 関係 理解 先電話番号 () この 方はどのようなことをご存じですか。 日本の またとの 関係 理解 生物 またと	子 目文・祖母 孫 日本	配偶者				
田文・祖母 孫 己 弟 姉 妹 己 の 他 日 の 他 日 の が は	3 父・祖母 孫 2 弟 姉 妹 日本の 他 4の納付について証言をしてくれる方がいますか。 a いる。 (一人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 は絡先電話番号 この方はどのようなことをご存じですか。 し) この方はどのようなことをご存じですか。 し)	父・母				
孫	孫 は	子				
A 弟 姉 妹 A の 他 A の 他 A かなたとの関係 連絡先電話番号 この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 連絡先電話番号 この方はどのようなことをご存じですか。	記 姉 妹 この 他 の納付について証言をしてくれる方がいますか。 a いる。 (一人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。	祖父・祖母				
その他 Aの納付について証言をしてくれる方がいますか。 a いる。 (一人目の方) 氏名 連絡先電話番号 この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 本なたとの関係 連絡先電話番号 この方はどのようなことをご存じですか。	の 他	孫				
Hの納付について証言をしてくれる方がいますか。 a いる。 (一人目の方) 氏名	の納付について証言をしてくれる方がいますか。 a いる。 (一人目の方) 氏名	兄 弟 姉 妹				
a いる。 (一人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。	a いる。 (一人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。 b いない。	そ の 他				
連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。	連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。	a いる。		すか。	と ナンナー しょの 月月	K
この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。	この方はどのようなことをご存じですか。 (二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。	(一人目の方)	-			
(二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。	(二人目の方) 氏名 あなたとの関係 連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。					
連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。	連絡先電話番号 () この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。		この万はどのよう	いなことをご存じ	(ですか)。	
	この方はどのようなことをご存じですか。 b いない。	(二人目の方)	氏名		あなたとの関	係
	b いない。		連絡先電話番号		()	
b いない。			この方はどのよう	なことをご存じ	ですか。	
·	、地方審議会の審議に当たり、参考となる事項などありましたらご記入ください。					
			三当たり、参考となる	ら事項などありる	ましたらご記入くだる	えい。
			:当たり、参考となる	ら事項などありる	ましたらご記入くだる	え い。
			当たり、参考となる	ら事項などありる	ましたらご記入くだる	え い。
			当たり、参考となる	う事項などありる	ましたらご記入くだる	₹ <i>\</i> \ ,°
			当たり、参考となる	う事項などありる	ましたらご記入くだる	<u>ځ</u> ۷۷°
			当たり、参考となる	う事項などありる	ましたらご記入くだる	₹ ₹ \
			当たり、参考となる	う事項などありる	ましたらご記入くだる	₹ <i>\</i> '°

※ 以上で質問は終わりです。記載内容をお確かめの上、署名してください。				
平成 年 月 日確認				
	請求者氏名			
	· 胡水有以右			
特記事項(年金事務所記載欄)				
確認(受付)者				
年金事務所	課 氏名			

請求期間が複数ある場合

明が別問が「反然ののの口	年金事務所の確認欄
質問2 請求期間の保険料はどのように納められたか教えてください。	
(注)納付方法が異なる場合は、納付方法ごとに、別紙にご記入の上添付してください。	
請求期間 : 昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月	<u> </u> まで
請求期間 : 昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月	<u> </u> まで
ア 誰が納付したか覚えていますか。	
1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない (1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。) a 自分で納付した	
b 家族などが納付した	
納付した方の氏名 あなたとの関係	
 ※以下は、ご自身で納付していない場合には、納付した方のご記憶の範囲でご記入くださいなお、記入できない場合は、その理由を記入してください。(例:納付した者が亡くなってい(記入できない理由) イいつ・いくら納付しましたか。 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。) a 定期的に納付していた (例:半年ごとに○○円納付したなど) 	るため)
b まとめて納付した	
① 納付した時期、金額をご記入ください。(例:○年○月に△△円納付し	たなど)
② まとめて納付された理由をご記入ください。	
③ まとめて納付するための資金はどのように準備されたか該当記号を〇	<u></u> で囲み、
必要事項をご記入ください。(複数選択可) i 手元にあったお金で納付した。	
(当時、日常的に手元にあった金額) 約	円
ii 預貯金を引き出して納付した。	

	(預金先)) 預金先名 ————————————————————————————————————	銀行 金庫 組合 郵便局	
			支店 支所 出張所 	
	(種類)			VZ LE MY O. FZ L
	(名義)		<u></u>	通帳等の写し
	(引出額))P	<u> </u>	□添付 □未添付
	, , , ,		・現在持っていない	
	iii お金を借り			借用書等の写し
	(借入先)) 名称・氏名 <u>————</u> あなたとの関係		□添付 □未添付
	(借入額)			
	(借用書・名	金銭消費貸借契約書等) 現在持っている	 ・ 現在持っていない	
	iv その他	()	
	c その他 ()	
ウ どのよう	に納付したか覚えている	ますか。		
1	覚えている 2 覚え	ているが定かではない 3 全く覚えてい	ない	
		は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してぐ		
	a 国民年金印紙を()で購入し、国民年金手帳に貼	り付けて納付した。	
	※ ()内に国」	民年金印紙を購入した場所を記入してくださ	zv.°	
	b 納付書に現金を添	気えて納付した。〔納付書の様式を覚えていれば	「記すしてノださい 〕	
	(大きさ)		(色) 色	
	<u> </u>	 に入手したのか覚えていれば記入してくだる		
	W A = = = 3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_ 0,	
	c 納付書によらず現	金のみで納付した。(a・b以外)		
	c 納付書によらず現d 口座振替で納付し			
		た。		
	d 口座振替で納付し	た。)	
	d 口座振替で納付し e 集金袋で納付した f その他 (t.)	
エどこで;	d 口座振替で納付し e 集金袋で納付した	t.)	
	d 口座振替で納付した e 集金袋で納付した f その他 (納付したか覚えています	t.) ない	
	d 口座振替で納付した e 集金袋で納付した f その他 (納付したか覚えています 2 覚えている	た。 - か。		
	d 口座振替で納付した e 集金袋で納付した f その他 (納付したか覚えています 2 覚えている	た。 : か。 ているが定かではない 3 全く覚えていな t、該当記号を○で囲み必要事項を記入して<	ください。複数選択可)	
	d 口座振替で納付した e 集金袋で納付した f その他 (納付したか覚えています 覚えている 2 覚え (1又は2が○の場合は	た。 : か。 ているが定かではない 3 全く覚えていな t、該当記号を○で囲み必要事項を記入して<	ください。複数選択可) 本庁 出張所	
	d 口座振替で納付し e 集金袋で納付した f その他 (納付したか覚えています 覚えている 2 覚え (1又は2が○の場合は a 市区町村役場の窓 役 所 名	た。 : : : : : :、: : :、: : : : : : : : : :	ください。複数選択可) 本庁	

С	郵便局の窓口で納め	た。				
	郵 便 局 名		郵便局			
d	金融機関の窓口で納	りめた。	NT /		+ +	
	金融機関名		銀行 金庫 組合		支店 支所 出張所	
е	口座振替で納めた。					
	(預金先) 預金	先名		銀行 金庫 組合 郵便		
				支店 支所	出張所	
	(種 類) 通常(名 義)	慎金・定額預金・晋通〕	頃金・定期預金・その他)	
f	集金で納めた。					
	(集金場所) 自宅	· 地区会館 · そ	その他 ()	
	(納付先)(当時	等)				
	市区町村職員	-	氏名)	
	自治会·婦人会役員		氏名)	
	社会保険事務所職員	•	氏名)	
	金融機関の集金人	. (金融機関名 	氏名			
	そ の 他 (不 明)	
g	上記以外(例:コンビ	ニで納付した)				
覚 <i>え</i> (1	ている 2 覚えてい	いるが定かではない 該当記号を○で囲る	ナ取ったか覚えています 3 全く覚えていな み必要事項を記入して ^く た。	Į)		
b	領収書を受け取った。					領収証書の写し
		した時・その他			頃)	□添付□未添付
		の窓口・郵送・)	
	(保管状況) 現在	持っている・ 現在	持っていない			
С	受け取っていない。					

カ 請求期間の保険料を納付したことが分かる資料がありますか。	確定申告書の写し
(確定申告書) ない・ある (年分 ~ 年分)	□添付□未添付
税理士等へ確定申告事務を委託していましたか。	
a 委託していた。	
委託先税理士等の氏名又は名称	
委託先税理士等の連絡先電話番号()	
b 委託していない。	源泉徴収票の写し
(源泉徴収票) ない・ある (年分~ 年分)	□添付 □未添付 課税証明書の写し
(課税証明書) ない・ある (年分 ~ 年分)	□添付 □未添付 家計簿等の写し
(家計簿等の出納帳) ない・ある (年分 ~ 年分)	□添付 □未添付
(日記・メモ) ない・ある	日記等の写し □添付 □未添付
(そ の 他) (その他の資料 - □添付 □未添付
キ 請求期間の保険料を一緒に納付していた方がいましたか。1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない	
(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)	
a 一緒に納付した者がいる。	
納付した方の氏名のおかけるあなたとの関係	WMのハードコピー □添付 □未添付
生 年 月 日 明治 · 大正 · 昭和 年 月 日	- 20011
b 一緒に納付した者はいない。	_

請求の概要(2-1)

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

- ★ 年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の 訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会(仮称)の審議を踏まえて、公正な判断を行 うこととしています。そのため、地方厚生(支)局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得 ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方か ら詳細に事情をお聞きすることとしています。
- ★ 本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。
- ★ 次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

状況(勤務した経緯)や保 具体的に記載してください。	険料を事業主により控除	されていたとする当時の状

		年金事務所の確認欄
	年金事務所から、請求期間に係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていな い旨の回答があった場合は、以下について教えてください。	
	事 業 主 名	
	親会社名・グループ会社名	
	支 店 名 ・ 工 場 名	
	取引先の事業所名	
	取引先の事業所の所在地	
質問2.	事業所での仕事の内容や雇用形態等について教えてください。	
1)	ア 正社員 イ 派遣職員 ウ アルバイト・パート エ 季節労働・期間労働 (該当する番号を○で囲んでください。)	
2)	仕事の内容	
3)	勤 務 時 間 1日 時間 (時から 時まで)	
4)	勤 務 日 数 1月日	
5)	給与の支払日日_	
6)	給与の支払額 円(月額)	
7)	給与から控除された厚生年金保険料額 円(月額)	
質問3.	勤務の事実を確認できる資料はお持ちですか。	人事記録等の写し
	(人事記録、辞令等) ある・ない	□添付□未添付
	(在職証明書) ある・ない	在職証明書の写し □添付 □未添付
	(そ の 他) 例:当時の職場の写真等	その他資料の写し □添付 □未添付

質問4. 保険料控除等の事実が確認できる	資料はお持ちですか。	 給与明細書の写し
(給与明細書)	ある・ ない	□添付 □未添付 源泉徴収票の写し
(源泉徴収票)	ある・ ない	□添付□未添付確定申告の写し
(確定申告書)	ある・ ない	□添付 □未添付 住民税の通知の写し
(住民税の通知)	ある・ ない	□添付 □未添付
(預 金 通 帳)	ある・ ない	預金通帳の写し □添付 □未添付
(家計簿等の出納帳)	ある・ ない	家計簿等の写し □添付 □未添付
(日記・メモ)	ある・ ない	日記等の写し □添付 □未添付
(そ の 他)		その他資料の写し □添付 □未添付
 質問5. 年金手帳又は厚生年金被保険者証は	はお持ちですか。	年金手帳全頁の写し
ある ・ ない		□添付 □未添付 被保険者証の写し □添付 □未添付
質問6. 雇用保険や厚生年金基金等の加入	が確認できる資料はお持ちですか。	雇用関係資料の写し
質問6. 雇用保険や厚生年金基金等の加入 ある・ない	、が確認できる資料はお持ちですか。	□添付 □未添付 基金関係資料の写し
	が確認できる資料はお持ちですか。	□添付 □未添付
ある・ ない		□添付 □未添付 基金関係資料の写し
		□添付 □未添付 基金関係資料の写し
ある・ ない		□添付 □未添付 基金関係資料の写し
ある・ ない		□添付 □未添付 基金関係資料の写し
ある・ ない		□添付 □未添付 基金関係資料の写し
ある・ない 質問7. 当時の健康保険証はどのようなもの)でしたか(どこから貰ったか)。	□添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付
ある・ ない)でしたか(どこから貰ったか)。	□添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付
質問7. 当時の健康保険証はどのようなもの)でしたか(どこから貰ったか)。	□添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付
質問7. 当時の健康保険証はどのようなもの)でしたか(どこから貰ったか)。 など、勤務の事実について証言をしてくれる	□添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付
質問7. 当時の健康保険証はどのようなもの	つでしたか(どこから貰ったか)。 など、 勤務の事実について証言をしてくれる	□添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付

質問9. 事業所での仕事の内容	や雇用形態等が同じであった	-同僚の方、	前任者又	は後任	
者の方がいますか。					
(仕事の内容や雇用形態等	が同じであった同僚の方)				
(氏名)	(電話番号)				
(氏名)	(電話番号)				
(氏名)	(電話番号)				
(前任者又は後任者の方)					
(氏名)	(電話番号)				
(氏名)	(電話番号)				
(氏名)	(電話番号)				
質問10. 事業主が請求期間の 足分について、事業主か ある ・ ない	厚生年金保険料を納付しながら補償を受けたことがあります		起因する	年金不	
質問11. 請求期間について、事 していない等の説明を受けない・ いいえ	事業主から、必要な届出をして らけ、それに同意していました。		び保険料	を納付	
質問12. 請求期間において、当 はい・いいえ	時の勤務先で社会保険事務	を自ら担当し	っていまし ;	たか。	
質問13. 請求期間当時の氏名、	. 生年月日をご記入ください。				
(氏名) ————————————————————————————————————	(生年月日)	年	月	<u> </u>	
				t	

近日11 フのル Jul				°==
	方審議会の審議に当た	り、参考となる事	埧なとありましたらこ	記入〈
ださい。				
·				
※ 以上で質問は終	わりです。記載内容をお研	確かめの上、署名し	してください。	
平成 年	月 日確認			
		請求者氏名		
宇記事項(年金事務)	折記載欄)			
窜認(受付)者				
-F- () 1				
年冬	企事務所	課	氏名	

請求の概要(2-1)

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

- ★ 年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金 記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会(仮称)の審議を踏まえて、公 正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生(支)局又は日本年金機構においては、請求 をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、 調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。
- ★ 本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。
- ★ 次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

O 請求内容
※ 脱退手当金を受けていないとする理由について、脱退手当金が支給されたとされている最終事業所を退職
した経緯や脱退手当金が支給されたとする時期の日常生活状況などが分かるように具体的に記載してくださ
い。

						年金事務所の確認欄
★受給していないと申し: (支給日がわからない				1		
(Xiii a 1/1/1/3/3/3/3/3/	CC16+1117		. (/2000)	,		支給日
昭和	年	月 日	支給			口確認
 ※ 複数ある場合は、3	この質問用紙	は支給日ごとに	こ作成して	ください。このサ	場合、2件目の支	手当金計算書等 □有 □無
給日のものからは、質	質問3~質問6	について記載	し、他の質	間は斜線で抹	消してください。	
質問1 初めて勤務した	事業所につい [・]	てご記入ください	, \ _o			被保険者記録
就職した日	昭和	年 月	日			□一致 □不一致
事業所名称						□未適用
事業所所在地		都 道 府 県		市 郡	区 町 村	□取得日相違 □期間調査中
						」 払出簿·索引票
						□添付
質問2 (再)就職したとき	きのことについ	て教えてくださ	い。			
ア就職し、厚生年金化	保険に加入す	ると厚生年金伊	保険の記号	番号が記載さ	れた厚生年金保	
険被保険者証又は	, —	うものが事業所	から交付さ	いれますが、当	該被保険者証等	
の存在をご存じでした	たか。					
知っていた・	・知らなかっ	った				
イ アで「知っていた」と 被保険者証又は年金					号が記載された	
必ず提出してい	た ・ 提出	出していたと思う	· 提	出したりしなか	ったりした	
提出していなか	った					
(理由)						
覚えていない						
 	1					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						

つ·どのよ (記入例:	脱退手当金を受給したことになっていることについて、初めて知ったのは、いまうな経緯だったのか、その際、どのような対応をされたのか教えてください。 平成〇〇年〇月ころ、~で、年金記録を確認した際に初めて知り、もらった記意がなかったので、今回の申立てに至った。)	
質問4 脱退手当 て教えてく	á金が支給されたと記録されている時期において、当時のあなたの認識につい ください。	
ア 厚生年金保	R険制度はご存じでしたか。	
知ってい	た・知らなかった	
イ アで「知って	ていた」と答えた方は、いつ・どのようにして知りましたか。	
	をという給付制度があることはご存じでしたか。 いた ・ 知らなかった	
エ ウで「知って 	ていた」と答えた方は、いつ・どのようにして知りましたか。	
オ ウで「知って <u></u>	ていた」と答えた方は、脱退手当金を受給しなかった理由をご記入ください。	

7	さか 。	年金や国民年金を受給できるかどうかについて、どのようにお考えでし	
		脱退手当金が支給されたと記録されている方は、当時、厚生年金や共 どの加入期間を通算して、加入した期間の年金が将来受け取れること	
7	をご存じでしたか。		
	知っていた・	知らなかった	
ク	社会保険事務所(年	-金事務所)という役所をご存じでしたか。	
	知っていた・	知らなかった	
質問	5 脱退手当金の支 詳しく教えてくださ	給対象とされている事業所のうち、最後に勤務した事業所について、 い。	
ア	在職期間	昭和 年 月~ 年 月	 支給記録の最終事業所 □確認
イ	事業所名称		事業所記録
ウ	所在地	都 道 市 区 府 県 郡 町 村	□添付 名簿·原票 □添付
エ	配属部署名		_,,,,,,
オ	仕事の内容		
カ	就職したとき厚生年	三金保険被保険者証又は年金手帳を事業所に提出しましたか。	
	提出した	(記号番号 –)	
	提出しなかった		
	(理由) 覚えていない		
	元んくいない		
丰	退職の理由は何で	すか。	
	(退職理由)		

無 • 有	
(説明内容)	
	当金の取扱いにつき、ご存じのことがあればご記入ください。 ったが、同僚の中には、経理担当者から脱退手当金の説明を受。)
	したものがあれば○を付けてください。 健康保険被保険者証 ・ 退職所得申告書
込職時又は退職後に事業	所から受け取ったものに○を付けてください。
退職辞令 • 源泉律	放収票 ・ 離職証明書 ・ 雇用(失業)保険被保険者証
	似宗 • 雕帆证明音 • 惟用(大耒)休陕依休陕石证
厚生年金保険被保険者	
厚生年金保険被保険者	
厚生年金保険被保険者最後の給料	き証 記念品(品名) <u>円</u> ・覚えてない
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金額)	き証 記念品(品名) <u>円</u> ・覚えてない
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金額)	新証 記念品(品名) 円 ・ 覚えてない 退職日までに受領 退職後に受領 (約 日後・約 か月後)
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金 額) (時 期)	方証 記念品(品名 内 ・覚えてない 退職日までに受領 退職後に受領(約 日後・約 か月後)
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金 額) (時 期)	方証 記念品(品名) 内 ・覚えてない 退職日までに受領 退職後に受領(約 日後・約 か月後) 事業所で現金で受領・現金書留で受領
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金 額) (時 期)	新証 記念品(品名) 円 ・覚えてない 退職日までに受領 退職後に受領(約 日後・約 か月後) 事業所で現金で受領・ 現金書留で受領 退職後に郵便為替で受領・ 口座振込で受領
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金額) (時期) (受取方法)	新証 記念品(品名) 円 ・覚えてない 退職日までに受領 退職後に受領(約 日後・約 か月後) 事業所で現金で受領・ 現金書留で受領 退職後に郵便為替で受領・ 口座振込で受領
厚生年金保険被保険者 最後の給料 (金額) (時期) (受取方法)	新証 記念品(品名) 円 ・覚えてない 退職日までに受領 退職後に受領(約 日後・約 か月後) 事業所で現金で受領 ・ 現金書留で受領 退職後に郵便為替で受領 ・ 口座振込で受領 事業所の担当者が持参 ・ 覚えてない

(時期)	退職日までに受領		
	退職後受領 (約 日後・約 か月後)		
(受取方法)	事業所で現金で受領・ 現金書留で受領		
	退職後に郵便為替で受領・ 口座振込で受領		
	事業所の担当者が持参・ 覚えてない		
社内預金等の返還金			
(名称)		_	
(金 額)	円 ・ 覚えていない		
その他		_	
何ももらっていない			
シ 同じころに退職された同僚	で名前を覚えている方がいますか。		
いない・いる		被保険者	記録
(氏名)		□有	□無
(氏名)		口有	□無
ス 当時の同僚や経理担当者7	など、連絡先がわかる方がいますか。	被保険者	育記録
^{フリガナ} (氏名・関係)	· (電話番号)		□ / ···
(八年)	<u> </u>	_	□無
(氏名・関係) (氏名・関係)	• (電話番号)	-	□無
	・ (電話番号)・ (電話番号)		
(氏名・関係) (氏名・関係) (氏名・関係)		_ □ □有	口無
(氏名・関係) (氏名・関係) (氏名・関係)	• (電話番号)	_ □ □有	口無
(氏名・関係) (氏名・関係) (氏名・関係) セ 退職時のあなたの住所及で	• (電話番号)	_ □ □有	口無
(氏名・関係) (氏名・関係) セ 退職時のあなたの住所及で (退職時の住所) (同居者の氏名)	• (電話番号)	_ □ □有	口無
(氏名・関係) (氏名・関係) セ 退職時のあなたの住所及で (退職時の住所) (同居者の氏名)	・ (電話番号) が同居者がいればその方の氏名をご記入ください。 手当金等の健康保険からの給付を受けたことがありますか。	_ □ □有	□無
(氏名・関係) (氏名・関係) セ 退職時のあなたの住所及で (退職時の住所) (同居者の氏名) ソ 在職中又は退職後に出産事	・ (電話番号) が同居者がいればその方の氏名をご記入ください。 手当金等の健康保険からの給付を受けたことがありますか。	_ □有 _ □有 (政管健保 給付記針	の場合)
(氏名・関係) (氏名・関係) セ 退職時のあなたの住所及で(退職時の住所) (同居者の氏名) ソ 在職中又は退職後に出産事ない・ある・覚えて	・ (電話番号) が同居者がいればその方の氏名をご記入ください。 手当金等の健康保険からの給付を受けたことがありますか。	_ □有	の場合)

質問6 脱退手当金の支給対象とされている事業所のうち、最後に勤務した事業所を退職してから、当該支給されたと記録されている時期までの日常生活状況についてご記入ください。	
ア 支給されたと記録されている時期ころの住所及び同居者がいればその方の氏名を教えて ください。	
(住 所)	
(同居者氏名)	
イ 退職後、事業所の方と会うなど、連絡をとったことがありますか。	
ない ・ ある (内容)	
ウ 結婚、出産、引っ越し、自宅や自動車の購入などの出来事がありましたか。	
ない ・ ある (時期・内容) 	
エ 退職後、すぐに再就職しようと考えていましたか。	
考えてない ・ 考えていた	
(すぐに再就職された方は就職先を教えてください。)	被保険者記録
再 就 職 年 月 日 年 月 日	□有□無
再就職先の名称	
再 就 職 先 の 所 在 地 都道 郡 区 府県 市 町村	
オ 退職後、雇用(失業)保険の手続をしましたか。	
行った ・ 行っていない ・ 雇用保険未加入 ・ 覚えていない	
行った場所	
行った内容	

カ 退職後、家族、友人又は近隣の方と年金の一時金について話をしたことがありますか。 ない ・ ある ・ 覚えていない (会話内容) (話をした方の連絡先がわかれば教えてください。) (氏名・関係) ・ (電話番号) * 退職後の健康保険はどうされましたか。	- (政管健保の場合)
今までの健康保険を継続した	任継記録 □有 □無
配偶者又は親族の健康保険の被扶養者となった	継続療養記録
国民健康保険に加入した	│ □有 □無 │ │被扶養者記録
その他	□ □有 □無 -
質問7 国民年金に加入している方は、いつごろ加入手続をし、いつごろから保険料納付を始められましたか。 (加入手続時期) 昭和・平成 年 月ころ (初めて保険料を納付した時期) 昭和・平成 年 月ころ	A 払出簿 □添付 □無 特殊台帳 □添付 □無
質問8 以下のような参考となる資料はお持ちですか。	(写しの添付)
(厚生年金保険被保険者証(年金手帳)) ある・ない	□添付□無
(厚生年金基金加入員証) ある・ない	□添付□無
(雇用(失業)保険被保険者証) ある・ない	□添付□無
(国民年金手帳) ある・ない	□添付□無
(退職所得の源泉徴収票) ある・ない	口添付 口無
(退 職 辞 令) ある・ない	口添付 口無
(退職金等の支給明細) ある・ない	□添付□無
(家計簿・日記) ある・ ない	□添付□無
(そ の 他)	│ □添付 □無 -

質問9 以下のことについて教えてください。						
ア ご結婚等の履歴をご記入ください(配付な情報になります。)。	偶者の年金加入	について	も審議を	と行う上で	での重要	
結婚している(いた) ・ 結婚してい	けない					WM ハート゛コヒ゜ー
(配偶者の氏名)						□添付□無
(配偶者の生年月日)	年	月	日			
(婚姻年月日)	年	月	月			
(離婚年月日)	年	月	月			
イ あなたの本籍地をご記入ください。 (本籍地)						戸籍謄本(抄本) 口添付 口無
ウ 請求期間当時の氏名、生年月日をご記	己入ください。					
(氏名)	(生年月日)		年	月	日	
質問 10 その他、地方審議会の審議に当れ い。 	たり、参考となる	事項など	うかりまし	たらご記	B.入くださ 	
※以上で質問は終わりです。記載内容をお研 平成 年 月 日確認	雀かめの上、署名	してくだ	さい。			
		申.	立人氏名	1		

特記事項(年金事務所記載欄)			
確認(受付)者			
ケトキャデ	÷m	пр	
生金事務所	課	氏名	

年金証書等添付不能理由書

下記の被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る保険給付又は未支給年金の受給権者であることを証する書類(遺族年金の年金証書等の写し)を添付できない理由について、以下のとおり申し立てます。

記

【死亡した被保険者又は被保険者	であった者】
-----------------	--------

フリ							
氏		名					
基礎年	金	番号		_			

【遺族年金の年金証書等の写しを添付できない理由】

該当する理由に✔印を付してください。

遺族年金等の裁定を受けたが、	年金証書等を紛失し	たたと

П	未支給任金の支給決定を受けたが	支給決定通知書を紛生! たため

その他(具体的な理由を記載してください。)
(

平成 年 月 日

厚生労働省地方厚生(支)局長 殿

請求者

住 所

氏 名

)

[※] 請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。